

## 別紙

## 重要事項説明書 利用料表

基本料金

( )内は利用料2割負担の方です。

一日あたり:円

介護度		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
部屋別		個室	多床室								
介護福祉施設サービス費		547(1,094)		614(1,228)		682(1,364)		749(1,498)		814(1,628)	
日常生活継続支援加算		36(72)									
夜間職員配置加算		13(26)									
看護体制加算(Ⅰ)		4(8)									
栄養マネジメント加算		14(28)									
住居費	第4段階	1150	840	1150	840	1150	840	1150	840	1150	840
	第3段階	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370
	第2段階	420		420		420		420		420	
	第1段階	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0
食費	第4段階	1380									
	第3段階	650									
	第2段階	390									
	第1段階	300									

その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件	1割負担	2割負担
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険対象のサービス(居住費及び食費以外)の利用実績に6.0%を乗じた料金を上乗せします。	—	—
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算	30/日	60/日
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日間を限度として加算(ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	246/日	492/日
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日を限度とする。)	28/日	56/日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	18/日	36/日
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害がある方の食事摂取のため、医師又は歯科医師の指示のもと計画を作成し実施した場合	400/月	800/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)の算定に加え、さらに医師、歯科医師等の意見求めて計画を作成し実施した場合	100/月	200/月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師の助言及び指導を月に1回以上行い、口腔ケア・マネジメントの計画を作成した場合	30/月	60/月
口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理体制加算を算定しており、歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合	110/月	220/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	入所者の1/2以上が一定以上の認知症である。認知症介護実践リーダー研修修了者が配置されている。	3/日	6/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めてサービス提供した場合	120/日	240/日
看取り加算	医師の知見に基づいた利用者に対して同意を得たうえで計画を作成し、医師・看護・介護等が共同してサービス提供した場合 死亡日以前4~30日 144/日(2割負担の場合:288/日) 死亡日の前日・前々日 680/日(2割負担の場合:1360/日) 死亡日当日 1280/日(2割負担の場合:2520/日)		

介護保険の給付の対象にならにサービス料金

食費代金

1日 1380円(減額認定の段階によって料金が異なりますので、上記の料金表をご確認ください。)

※特別な食事の提供として、利用者の希望に応じた食事を外部より注文する又は、特別に調理した場合は、実費及び別途料金を頂きます。

住居費代金

多床室

1日 840円(減額認定の段階によって料金が異なりますので、上記の料金表をご確認ください。)

個室

1日 1150円(減額認定の段階によって料金が異なりますので、上記の料金表をご確認ください。)

※入院・外泊等で居室を開けておく場合は、第1~3段階の方は、6日まで負担限度額認定の適用を受けられますが、7日目から第4段階料金を頂きます。

(ただし第4段階の個室の方は6日間に限り1、150円の居住費の徴収となります。)

居室確保代金 1日 840円

\*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

平成29年4月1日より